

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (施設運営指導課)	90
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (子ども未来推進局)	95
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び特定非営利活動 促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (情報政策課)	101
○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規 則の一部を改正する規則..... (情報政策課)	102
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (国保医療課)	102
○母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則・(障がい者保健福祉課)	102
○未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部を改 正する規則..... (子ども未来推進局)	103
○母子保健法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども未来推進局)	103

訓 令

○北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令..... (道有林課)	104
--	-----

告 示

○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	104
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	104
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	105
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	105
○都市計画法第34条第11号の区域の指定..... (都市計画課)	105
○都市計画法第34条第11号の区域等の指定..... (都市計画課)	105
○道路の供用の開始..... (道路課)	105
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	106

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	106
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件).....	107

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達.....	110
------------------------	-----

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	111
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	111
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	112
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	112

道警察本部告示

○取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	114
-----------------------------	-----

規 則

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに
公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)
第2章 療養介護 (第3条・第4条)
第3章 生活介護 (第5条-第7条)
第4章 自立訓練 (機能訓練) (第8条・第9条)
第5章 自立訓練 (生活訓練) (第10条-第12条)
第6章 就労移行支援 (第13条-第15条)
第7章 就労継続支援A型 (第16条-第18条)
第8章 就労継続支援B型 (第19条)
第9章 多機能型に関する特例 (第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例 (平成24年北海道条例第102号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定
めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 療養介護

（職員の配置の基準）

第3条 条例第12条第1項第5号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第12条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 3 条例第12条第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 4 条例第12条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 5 条例第12条第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 条例第12条第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（サービス管理責任者の業務）

第4条 条例第18条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

第3章 生活介護

（職員の配置の基準）

第5条 条例第39条第1項第3号アの規則で定める看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次の各号に掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
- (2) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- (3) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

2 条例第39条第1項第4号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第39条第1項及び前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

4 条例第39条第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

5 条例第39条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 条例第39条第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

7 前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

8 条例第39条第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 条例第39条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第6条 従たる事業所（条例第40条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ。）を設置する場合においては、主たる事業所（同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ。）及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第7条 第4条の規定は、生活介護の事業について準用する。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(職員の配置の基準)

第8条 条例第52条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、条例第52条第1項及び前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 条例第52条第1項及びこの条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第52条第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 条例第52条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 条例第52条第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 条例第52条第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 条例第52条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第9条 第4条及び第6条の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第5章 自立訓練（生活訓練）

(設備の基準)

第10条 条例第58条第3項第1号イの規則で定める基準は、一の居室の面積が、収納設備等

を除き、7.43平方メートル以上であることとする。

2 条例第58条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の配置の基準)

第11条 条例第59条第1項第4号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この項において「看護職員」という。）を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、条例第59条第1項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この号において同じ。）」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、条例第59条第1項及び前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 条例第59条第1項（この条第2項において読み替えられる場合を含む。）及びこの条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

6 条例第59条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 条例第59条第1項第2号又はこの条第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 条例第59条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第12条 第4条及び第6条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第6章 就労移行支援

（職員の配置の基準）

第13条 条例第63条第1項第4号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第63条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 条例第63条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 条例第63条第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第63条第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第63条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第14条 条例第64条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第64条第1項及び前項の職員及びその員数については、条例第63条第2項並びに前

条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

（準用）

第15条 第4条及び第6条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。

第7章 就労継続支援A型

（職員の配置の基準）

第16条 条例第74条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第74条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 条例第74条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 条例第74条第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第74条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（利用者及び職員以外の雇用）

第17条 条例第83条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
（準用）

第18条 第4条及び第6条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

第8章 就労継続支援B型

第19条 第4条、第6条及び第16条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第20条 条例第88条第1項の規則で定める員数は、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上（職員の員数等の特例）

第21条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（条例第88条第1項に規定する多機能型児童発達支援事業等（以下この項において「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第5条第8項、第8条第7項及び第8項、第11条第7項、第13条第4項及び第5項並びに第16条第4項（第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、条例第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第63条第1項第4号及び第74条第1項第3号（条例第87条において準用する場合を含む。）並びにこの規則第5条第2項及び第9項、第8条第1項及び第9項、第11条第1項及び第8項、第13条第1項及び第6項並びに第16条第1項及び第5項（第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上を常勤としなければならない。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第88条第4項後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、条例第39条第1項第3号エ、第52条第1項第2号イ及びエ並びに第59条第1項第2号並びに条例第87条において準用する条例第74条第1項

第2号並びにこの規則第5条第8項、第8条第7項及び第8項並びに第11条第7項並びにこの規則第19条において準用する第16条第4項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上を常勤としなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者
- (2) 就労継続支援B型の利用者

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（生活介護に関する経過措置）
- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第5条第1項の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
 - (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第3条第1項の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
 - ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
 - イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
 - (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
（宿泊型自立訓練に関する経過措置）
- 4 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）及び同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設

基準」という。)第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)並びに法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。)(整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。))及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)(次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))について条例第58条第3項及びこの規則第10条第1項の規定を適用する場合においては、条例第58条第3項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(これらのうち旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものを除く。))については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(これらのうち旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものに限る。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ及びこの規則第10条第1項中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、同項中「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。

5 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮について条例第58条第3項及びこの規則第10条第1項の規定を適用する場合においては、条例第58条第3項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、この規則第10条第1項中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

(就労継続支援A型に関する経過措置)

6 この規則の施行日(以下「施行日」という。))において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。))第31条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。))のうち基準省令附則第6条の厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち同条の厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち同条の厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において就労継続支援

A型を行う場合については、条例第83条及びこの規則第17条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、これらの規定は、適用しない。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

7 施行日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設、旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、条例第11条第1項、第38条第1項(条例第55条及び第69条において準用する場合を含む。))、第58条第1項又は第73条第1項(条例第87条において準用する場合を含む。))に規定する多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

8 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成18年10月1日前から引き続き存していた分場(整備省令第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第51条第1項並びに旧知的障害者援護施設最低基準第23条第2項及び第47条第2項に規定する分場(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))をいう。))を生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。))として設置する場合については、条例第40条第2項(条例第55条、第60条及び第69条において準用する場合を含む。))及び第75条第2項(条例第87条において準用する場合を含む。))並びにこの規則第6条(第9条、第12条、第15条、第18条及び第19条において準用する場合を含む。))の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員(サービス管理責任者を除く。))のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道規則第20号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 乳児院（第5条－第7条）
- 第3章 母子生活支援施設（第8条－第10条）
- 第4章 保育所（第11条－第13条）
- 第5章 児童厚生施設（第14条）
- 第6章 児童養護施設（第15条－第18条）
- 第7章 福祉型障害児入所施設（第19条）
- 第8章 福祉型児童発達支援センター（第20条）
- 第9章 情緒障害児短期治療施設（第21条－第23条）
- 第10章 児童自立支援施設（第24条－第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（健康診断を行わないことができる場合）

第3条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）の長は、条例第15条第1項本文の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第4条 条例第16条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第2章 乳児院

（設備の基準）

第5条 条例第26条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝室の面積が乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (2) 観察室の面積が乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第6条 条例第27条第1項第2号の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の部屋の面積が、1室につき9.91平方メートル以上であり、かつ、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

（乳児院の長の資格）

第7条 条例第30条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したこととする。

- (1) 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

第3章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第8条 条例第36条第1項第3号の規則で定める基準は、母子室の面積が30平方メートル以上であることとする。

2 次章（第13条を除く。）の規定は、条例第36条第1項第4号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける場合について準用する。

（母子生活支援施設の長の資格）

第9条 条例第38条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程

を修了したこととする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

（母子支援員の資格）

第10条 条例第39条第5号の規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者とする。

第4章 保育所

（設備の基準）

第11条 条例第45条第1項第9号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあつては第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては第2号から第8号までの要件に該当するものであることとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（食事の外部搬入に関する設備の基準）

第12条 条例第46条前段の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務

上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(認定保育所における保育士の基準)

第13条 条例第47条第2項本文の規定にかかわらず、認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という。）における保育士の数は、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下この条において「短時間利用児」という。）であって満3歳以上満4歳に満たないもののおおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この条において「長時間利用児」という。）であって満3歳以上満4歳に満たないもののおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の短時間利用児おおむね35人につき1人以上、満4歳以上の長時間利用児おおむね30人につき1人以上とする。

第5章 児童厚生施設

第14条 条例第54条第2項第4号の規則で定める者は、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第38条第2項第4号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者とする。

- 2 条例第54条第2項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事）が適当と認めたものとする。
 - (1) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

- (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第6章 児童養護施設

(児童の居室の面積に関する基準)

第15条 条例第57条第1項第2号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル）以上であることとする。

(職業指導員の配置)

第16条 児童養護施設において実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(児童養護施設の長の資格)

第17条 条例第59条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準省令第42条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したこととする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(児童指導員の資格)

第18条 条例第60条第5号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (2) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第43条第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの

(6) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

第7章 福祉型障害児入所施設

第19条 条例第67条第1項第7号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル）以上であることとする。

第8章 福祉型児童発達支援センター

第20条 条例第81条第1項第2号の規則で定める基準は、指導訓練室の面積が児童1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

2 条例第81条第1項第3号の規則で定める基準は、遊戯室の面積が児童1人につき1.65平方メートル以上であることとする。

第9章 情緒障害児短期治療施設

（児童の居室の面積に関する基準）

第21条 条例第91条第1項第2号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル以上であることとする。

（心理療法担当職員の資格）

第22条 条例第92条第3項の規則で定める者は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者とする。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格）

第23条 条例第93条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したこととする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

第10章 児童自立支援施設

（設備の基準）

第24条 第15条（乳幼児のみの居室に係る部分を除く。）の規定は、児童自立支援施設の設備について準用する。

（心理療法担当職員の資格）

第25条 条例第100条第4項の規則で定める者は、学校教育法の規定による大学の学部で、

心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第26条 条例第101条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が5年（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年）以上であることとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

（児童自立支援専門員の資格）

第27条 条例第102条第1項第4号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (2) 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (3) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第82条第7号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- (5) 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(乳児院等の設備に関する経過措置)
- 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る条例第26条第1項第1号、第27条第1項第1号、第36条第1項第1号及び第2号並びに第57条第1項第1号及び第2号（条例第99条第2項において準用する場合を含む。）並びにこの規則第5条第1号、第6条、第8条第1項及び第15条（第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、条例第26条第1項第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、条例第27条第1項第1号中「部屋及び相談室」とあるのは「部屋」と、条例第36条第1項第1号中「及び相談室を設けること」とあるのは「調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、同項第2号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし」とあるのは「母子室は」と、条例第57条第1項第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と、同項第2号中「4人（乳幼児のみの居室にあっては、6人）」とあるのは「15人」と、この規則第5条第1号中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、この規則第6条中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、この規則第8条第1項中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、この規則第15条中「4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル）」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
(乳児院等の職員に関する経過措置)
- 条例の施行の際現に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号。附則第18項において「平成10年改正省令」という。）附則第3条の規定の適用を受けている者については、条例第28条第5項又は第29条第2項の看護師に代えることができる。
- 平成23年6月17日において乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれていた家庭支援専門相談員に相当する者は、条例第28条第2項、第58条第2項、第92条第4項及び第100条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。
- 平成23年9月1日前から引き続き乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、条例第30条第1項、第38条第1項、第59条第1項及び第93条第1項並びにこの規則第7条、第9条、第17条及び第23条の規定にかかわ

らず、当該施設の長であるものとみなす。

(母子生活支援施設等とみなされる施設の設備に関する経過措置)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に係る条例第57条第1項第2号（条例第99条第2項において準用する場合を含む。）並びにこの規則第8条第1項及び第15条（第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、条例第57条第1項第2号中「4人（乳幼児のみの居室にあっては、6人）」とあるのは「15人」と、この規則第8条第1項中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、この規則第15条中「4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル）」とあるのは「2.47平方メートル」とする。
(保育所の設備に関する経過措置)
- 条例の施行の際現に存する保育所（条例の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、条例第45条第1項第4号の規定は、適用しない。
(保育所の職員に関する経過措置)
- 乳児6人以上を入所させる保育所に係る条例第47条第2項又はこの規則第13条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
(特例幼保連携保育所の特例)
- 北海道認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年北海道条例第78号）第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、条例第45条第1項第7号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル

- 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、

それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき条例第45条第1項第7号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル

- 11 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき条例第47条第2項又はこの規則第13条に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対するこれらの規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 12 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 13 前項の規定にかかわらず、附則第11項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 14 この規則の施行の際現に基準省令第94条第3項の規定による知事の承認(以下この項において「旧承認」という。)を受けている者は、この規則の施行の日に附則第11項の規定による知事の承認(以下この項において「新承認」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新承認を受けたものとみなされる者に係る新承認の有効期間は、前2項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧承認の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 15 附則第9項から前項までの規定は、北海道認定こども園の認定の要件に関する条例第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第11項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- (知的障害児施設等の設備に関する経過措置)
- 16 平成23年6月17日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の

規定による改正前の法(以下「旧児童福祉法」という。)第42条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法(以下「新児童福祉法」という。)第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る条例第67条第1項第7号及びこの規則第19条の規定の適用については、当分の間、条例第67条第1項第7号中「4人(乳幼児のみの居室にあつては、6人)」とあるのは「15人」と、この規則第19条中「4.95平方メートル(乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル)」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

- 17 平成24年4月1日前から引き続き存する旧児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第34条第1項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、条例第67条第7号から第9号まで及びこの規則第19条の規定は、適用しない。
- (児童自立支援施設の長等の資格に関する経過措置)
- 18 平成10年4月1日前に平成10年改正省令第1条の規定による改正前の基準省令第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、条例第101条第1項第3号及び第103条第1項第3号並びにこの規則第27条各号に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 19 平成19年4月1日前から引き続き児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第29号)による改正前の基準省令第81条から第83条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、条例第101条から第103条までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員とみなす。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の項中「第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第7条第1項」を「第6条第1項、第7条第1項（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）、第8条及び第11条」に改める。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第2条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第8条中「（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）」を削り、「及び」を「（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）、同条第6項の規定による届出及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の項中「第15条」を「第10条各項、第19条及び第27条各項（第33条において準用する場合を含む。）」に改め、同表北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の項中「第25条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第2 特定非営利活動促進法施行条例の項中「第15条」を「第10条第1項、第19条及び第27条第2項から第4項まで（第33条において準用する場合を含む。）」に改め、同表北海道動物の愛護及び管理に関する条例の項中「第25条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第3 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の項及び知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の項を削り、同表北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）の項中「第11条」を「第12条」に改め、同表北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の項を削る。

別表第4 身体障害者福祉法施行細則の項及び知的障害者福祉法施行細則の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「第703条の4第14項」を「第703条の4第13項」に改め、同条第6号中「第703条の4第23項」を「第703条の4第21項」に改める。

第7条第2号中「同項第3号」を「同項第2号及び第3号」に改める。

附則第6項の表第6条第5号の項中「第703条の4第14項」を「第703条の4第13項」に改め、同表第6条第6号の項中「第703条の4第23項」を「第703条の4第21項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第24号

母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則

母子入院の入院手続等に関する規則（昭和36年北海道規則第187号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

親子入院の入院手続等に関する規則

第1条及び第4条第1項中「母子入院事業利用者」を「親子入院事業利用者」に改める。

別記第1号様式中「母子入院事業」を「親子入院事業」に改める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子入院の入院手続等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の親子

入院の入院手続等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第25号

未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部を改正する規則

未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則

第1条中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定による同法第20条の措置に要する費用（以下「養育医療費」という。）の徴収及び」を削る。

第2条の見出し中「医療費」を「療育費」に改め、同条中「養育医療費及び」を削る。

第3条の見出し中「医療費」を「療育費」に改め、同条中「養育医療費又は」を削る。

第4条第1項中「に規定する費用」を「の規定による療育費」に改め、同条第2項中「に規定する医療費」を「の規定による療育費」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

療育の給付に関する費用徴収額の減免申請書

受療者氏名		申請者の続柄		住所	
療育券番号	第 号	指定療育機関名		徴収決定金額	円
減免事由：					
骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）第3条の規定による療育費の減免を受けたいので申請します。					

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申請者 住所
氏名



附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第42条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収及び減免並びにこれらに関する事務の委任については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第26号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和57年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条中「法、」、「又はこの規則」及び「（住所地を所管する保健所長に提出する書類を含む。）」を削り、「保健所長」を「保健所（所在地が小樽市の区域内にある場合にあっては、俱知安保健所）の長」に改め、同条を第2条とする。

第7条第1項中「第21条の4」を「第21条の2」に、「徴収」を「負担の決定」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

<p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第42条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の委任については、なお従前の例による。</p>	<p>野」に、「整備管理照査」を「評価」に改める。</p> <p>第13条の見出しを「（管理区に係る評価）」に改め、同条中「管理区に」を「道有林野の管理区に」に、「管理区照査」を「評価」に改める。</p> <p>第14条の見出しを「（評価の報告）」に改め、同条中「管理区照査」を「評価」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成25年3月22日から施行する。</p>
---	---

訓 令	告 示
------------	------------

北海道訓令第2号

水 産 林 務 部
総合振興局及び振興局

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令
北海道有林野の整備及び管理に関する規程（平成14年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条の3」を「第9条」に、「年次計画」を「森林経営計画」に、「照査」を「評価」に改める。

第5条第2項第1号中「及び大綱」を削る。

第8条第2項第2号中ウを削り、エをウとする。

第9条の2及び第9条の3を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 森林経営計画
（森林経営計画の作成）

第10条 知事は、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項の規定に基づく計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、当該森林経営計画に年次別の事業について定めるものとする。
（通知）

第11条 水産林務部長は、森林経営計画が森林法第11条第5項（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認定されたときは、遅滞なく、総合振興局長等にその森林経営計画を通知するものとする。
「第5章 照査」を「第5章 評価」に改める。
第12条の見出しを「（全道評価）」に改め、同条中「道有林野」を「全道における道有林

北海道告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（第2兵村地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成25年3月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成25年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第178号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成25年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	完了年月日
きよさと	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)]	(暗渠排水)	平成22.12.10
同	同	(土層改良)	同 23.12. 9
斜里三井	同	(暗渠排水、土層改良)	同 23.12. 9
美幌豊高	畑地帯総合整備 [担い手支援型]	(区画整理、暗渠排水)	同 23.11.29
同	同	(土層改良)	同 23.12. 9
訓子府東部	同	(農業用排水施設)	同 19.10.31
同	同	(農地保全)	同 19.11.30
同	同	(暗渠排水、農用地造成)	同 23.11.30
同	同	(区画整理、土層改良)	同 23.12. 9
訓子府南部	同	(土層改良、農用地造成、農地保全)	同 23.12. 9
同	同	(暗渠排水、区画整理)	同 24.12.20
知 来	基幹水利施設ストックマネジメント (農業用排水施設)		同 23.11.30

サロマ 草地整備 [担い手中核型]	(区画整理)	同 24.10.12
上芭露 基幹農道整備	(農業用道路)	同 23.10.28

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古平郡古平町大字新地町155・大字港町127の1・213（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、127の2、207、字後山99の1地先・288地先・290地先・149・183・187・290・293・364の1（以上3筆地先6筆について次の図に示す部分に限る。）、99の1、99の2、285、288、字裏山120
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
稲里の一部、白川の一部、本郷の一部及び追分の一部

北海道告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項及び第3条第1項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
木野大通東18丁目、木野大通東19丁目、木野大通西18丁目、木野大通西19丁目、木野西通19丁目、新通19丁目、新通20丁目、大通19丁目、大通20丁目及び柳町北区の一部
- 2 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（に）項に掲げる建築物

北海道告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 北檜山大成線	久遠郡せたな町大成区富磯93番1地先から同郡せたな町大成区上浦443番3地先まで	平成25. 3.22
	久遠郡せたな町大成区都315番2地先から同郡せたな町大成区都317番2地先まで	

北海道告示第184号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名称 二級河川厚沢部川水系鹹川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成25年3月22日
- 3 廃川敷地等の位置 (右岸) 檜山郡江差町字柳崎町1539番2から同1539番7まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 18,302.17㎡

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年3月22日

北海道後志総合振興局長 下 出 育 生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
 - ア 複写機賃貸借その1
デジタル複写機の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 1台及び11,224枚
 - イ 複写機賃貸借その2
デジタル複写機の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 3台及び1台当たり2,976枚
 - ウ 複写機賃貸借その3
デジタルカラー複写機の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 5台及び1台当たりモノクロ1,387枚、カラー995枚
 - エ ファクシミリの賃貸借（1月当たりの単価） 2台
アからエまでについては、それぞれの入札とする。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 1の(1)のアからエまで 平成25年6月3日から平成30年5月

31日まで

1の(1)のエ 平成25年6月1日から平成30年5月31日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年3月22日から同年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成25年5月1日（水）午後1時30分（送付による場合は、

同年4月30日(火)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ(<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 1の(1)のアからウ 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額(単価)と1枚当たり入札金額(単価)に調達予定数量を乗じて得た額との合計額が最低である者を落札者とする。

(2) 1の(1)のエ 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

1の(1)のアからウまでについては平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)まで、1の(1)のエについては同告示の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

電話番号 0134-25-2142

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of a copyingmachine 1 set

b Lease of a copyingmachine 3 set

c Lease of a color copyingmachine 5 set

d Lease of a facsimile 2 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 1, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than April 30, 2013)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2142

北海道上川総合振興局告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月22日

北海道上川総合振興局長 越前 雅裕

1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量

(1) 複写機等の賃貸借その1

ア 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。以下同じ。) 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり17,000枚

(2) 複写機等の賃貸借その2

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり47,000枚

(3) 複写機等の賃貸借その3

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり27,000枚

(4) 複写機等の賃貸借その4

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 5台及び1月当たり85,000枚

(5) 複写機等の賃貸借その5

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり23,000枚

2 落札を決定した日

平成25年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

4 落札金額

(1) 基本料金 0円

複写料金 1.06円

(2) 基本料金 0円

複写料金 0.61円

(3) 基本料金 0円

複写料金 0.70円

(4) 基本料金 0円

複写料金 1.10円

(5) 基本料金 0円

複写料金 0.78円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月29日付け北海道上川総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月22日

北海道上川総合振興局長 越前 雅裕

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

(1) 自動車の賃貸借その1 2台 一式

(2) 自動車の賃貸借その2 2台 一式

(3) 自動車の賃貸借その3 4台 一式

(4) 自動車の賃貸借その4 2台 一式

(5) 自動車の賃貸借その5 12台 一式

(6) 自動車の賃貸借その6 1台 一式

(7) 自動車の賃貸借その7 1台 一式

2 落札を決定した日

平成25年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで

ア 氏名 ニッポンレンタカー北海道株式会社

イ 住所 札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号

(2) 1の(4)

ア 氏名 北北海道ダイハツ販売株式会社

イ 住所 旭川市永山2条3丁目1番20号

(3) 1の(5)及び(6)

ア 氏名 トヨタカローラ道北株式会社

イ 住所 旭川市大雪通7丁目506番地

(4) 1の(7)

ア 氏名 株式会社トヨタレンタリース旭川

イ 住所 旭川市東鷹栖4線10号1番地8

4 落札金額

(1) 73,290円

(2) 81,270円

(3) 161,700円

(4) 31,500円

(5) 205,380円

(6) 17,115円

(7) 25,515円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月29日付け北海道上川総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第66号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月22日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1) 複写機賃貸借契約その1

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり3,200枚

(2) 複写機賃貸借契約その2

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり20,000枚

(3) 複写機賃貸借契約その3

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり30,200枚

(4) 複写機賃貸借契約その4

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり26,100枚

(5) 複写機賃貸借契約その5

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり10,600枚

(6) 複写機賃貸借契約その6

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ10,500枚、カラー4,100枚

(7) 複写機賃貸借契約その7

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ700枚、カラー4,800枚

(8) 複写機賃貸借契約その8

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ2,000枚、カラー5,800枚

2 落札を決定した日

平成25年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 株式会社矢口産業

イ 住所 紋別市南が丘町7丁目32番地の19

(2) 1の(2)

ア 氏名 株式会社オフィスワン

イ 住所 網走市新町1丁目1番8号

(3) 1の(3)

ア 氏名 株式会社小柳中央堂

イ 住所 北見市卸町1丁目5番地1

(4) 1の(4)から(8)まで

ア 氏名 北日本事務機株式会社

イ 住所 北見市光西町167-48

4 落札金額

(1) 基本料金		8,500円
複写料金	2,000枚まで	3.00円
	2,001枚以上	3.00円
(2) 基本料金		24,000円
複写料金	2,000枚まで	4.00円
	2,001枚から5,000枚まで	3.00円
	5,001枚以上	3.00円
(3) 基本料金		25,000円
複写料金	2,000枚まで	3.50円
	2,001枚から5,000枚まで	3.00円
	5,001枚から20,000枚まで	2.50円
	20,001枚以上	2.50円
(4) 基本料金		24,200円
複写料金	2,000枚まで	3.90円
	2,001枚から5,000枚まで	3.70円
	5,001枚から20,000枚まで	3.50円
	20,001枚以上	2.90円

(5) 基本料金		24,700円
複写料金	2,000枚まで	3.90円
	2,001枚から5,000枚まで	3.70円
	5,001枚以上	3.50円
(6) 基本料金		100円
複写料金 (モノクロ)	1,000枚まで	1.30円
	1,001枚から3,000枚まで	1.30円
	3,001枚以上	1.30円
複写料金 (カラー)	1,000枚まで	9.00円
	1,001枚から3,000枚まで	9.00円
	3,001枚以上	9.00円
(7) 基本料金		100円
複写料金 (モノクロ)	500枚まで	3.00円
	501枚以上	3.00円
複写料金 (カラー)	1,000枚まで	9.00円
	1,001枚から3,000枚まで	9.00円
	3,001枚以上	9.00円
(8) 基本料金		100円
複写料金 (モノクロ)	500枚まで	2.40円
	501枚以上	2.40円
複写料金 (カラー)	1,000枚まで	9.00円
	1,001枚から3,000枚まで	9.00円
	3,001枚以上	9.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第67号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月22日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- (1) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
- (2) 乗用自動車の賃貸借 6台分 一式
- (3) 乗用自動車の賃貸借 6台分 一式
- (4) 乗用自動車の賃貸借 6台分 一式
- (5) 乗用自動車の賃貸借 3台分 一式
- (6) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式

2 落札者を決定した日

平成25年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 北見日産自動車株式会社

イ 住 所 北見市常盤町6丁目2番地10

(2) 1の(2)から(6)まで

ア 氏 名 旭川トヨタ自動車株式会社

イ 住 所 旭川市4条通2丁目

4 落札金額

- (1) 25,000円
- (2) 150,000円
- (3) 150,000円
- (4) 150,000円
- (5) 75,000円
- (6) 24,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、次の者に送達すべき

次の書類は、北海道採用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年4月11日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成25年3月22日

北海道採用委員会会長 山口 均

1 書類の名称

平成25年3月15日付で裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不明 ただし、土地登記記録上の住所 上磯郡上磯町字櫻岱107番地	山 下 定 治

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第1号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中「4課」を「5課」に、
「生活安全企画課 少年課 生活経済課 保安課」を「生活安全企画課 少年課 生活経済課 保安課 サイバー犯罪対策課」に改める。

第19条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削る。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー犯罪対策課の所掌事務）

第19条の3 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。
- 高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。

(3) 情報技術を利用する犯罪の予防及び抑止対策に関すること。

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の規定によるインターネット異性紹介事業の規制等に関すること。

(5) 情報技術を利用する犯罪の取締りの支援に関すること。

第20条の3第4号中「有線模写電送」を「一斉伝送」に改める。

第35条の2第2項中「街頭犯罪等の」を「犯罪」に改める。

第35条の4を削り、第35条の5を第35条の4とし、第35条の6から第35条の15までを1条ずつ繰り上げる。

第46条第2項中「保安課」の次に「、サイバー犯罪対策課」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 組織別	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計	
	警 視	警 部	警部補及 び 巡査部長	巡 査	計			
北海道警察本部	170	246	1,198	467	2,081	552	2,633	
札幌市警察部	(2)	(2)	(3)		(7)	(4)	(11)	
北海道警察学校	12	14	45	270	341	29	370	
札幌方面警察署	106	214	2,310	1,561	4,191	242	4,433	
計	288	474	3,553	2,298	6,613	823	7,436	
函館方面	本 部	23	36	153	37	249	61	310
	警察署	20	42	393	204	659	44	703
	計	43	78	546	241	908	105	1,013
本 部	23	38	165	52	278	66	344	

旭川方面	警察署	26	60	594	274	954	70	1,024
	計	49	98	759	326	1,232	136	1,368
釧路方面	本部	27	39	176	45	287	67	354
	警察署	22	51	529	289	891	60	951
	計	49	90	705	334	1,178	127	1,305
北見方面	本部	18	32	96	23	169	49	218
	警察署	15	29	259	116	419	31	450
	計	33	61	355	139	588	80	668
合	計	462	801	5,918	3,338	10,519	1,271	11,790

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（講習の区分）

第10条 法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対する講習（以下「飲酒取消講習」という。）及びその他の者に対する講習に区分して行うものとする。

(1) 運転免許の取消しに係る累積点数の中に、危険運転致死傷（人の死亡又は傷害に係る刑法第208条の2の罪に当たる行為をいう。）でアルコールの影響によるもの、酒酔い運転又は酒気帯び運転（次号において「飲酒運転」と総称する。）の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

第10条の次に次の1条を加える。

（講習の期間及び時間）

第10条の2 取消処分者講習の期間及び時間は、次のとおりとする。

(1) 飲酒取消講習は、13時間を2日間で行うものとし、2日目については、1日目から起算して30日を経過した日（以下この号において「基準日」という。）以後に行うものとする。ただし、やむを得ず2日目を基準日より前の日とする場合であっても、基準日と近接した日を指定するものとする。

(2) 飲酒取消講習以外の取消処分者講習は、13時間を連続した2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず2日目を延期する場合であっても、1日目と近接した日を指定するものとする。

第13条に次の1号を加える。

(5) アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師による教養を受けていること（飲酒取消講習の内容のうち警察本部長が定めるものを行う者に限る。）。

第13条の2第1項中「次項及び第3項」を「第3項及び第4項」に改め、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 公安委員会は、前項の申込みをした者に対し、第10条の区分を指定するものとする。

第43条第1項第11号を削る。

第63条第1項後段及び各号を削る。

第69条の2の次に次の1条を加える。

（飲酒取消講習を行う運転適性指導員）

第69条の3 指定講習機関が行う飲酒取消講習の内容のうち警察本部長が定めるものについては、アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師の教養を受けた運転適性指導員が行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表2中 「市道（南2、3条中通り）」 を 「市道（南2・3条中通線）」 に、 「午前10時から翌日の午前8時まで」 を

終 日

に改める。

別表4中

一般国道39号	網走郡美幌町字高野67番2から網走郡大空町女満別本郷404番11まで
---------	------------------------------------

を

一般国道39号	網走郡美幌町字高野67番2から網走郡大空町女満別本郷404番11まで
一般国道39号	北見市北上980番地から北見市端野町川向68番1まで

に、

一般国道40号	名寄市字徳田294番1から中川郡美深町字美深666番10まで
---------	--------------------------------

を

一般国道40号	名寄市字徳田294番1から中川郡美深町字敷島170番1まで
---------	-------------------------------

に、

一般国道233号	深川市深川町字メム5147番1から留萌市大字留萌村字幌糠3916番2まで
----------	--------------------------------------

を

一般国道233号	深川市深川町字メム5147番1から留萌市大字留萌村字留萌原野10線1156番3まで
----------	---

に、

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から河西郡中札内村協和東3線248番9まで
----------	---------------------------------

を

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から河西郡更別村字更別南1
----------	-------------------------

線86番1まで

に、

一般国道274号	阿寒郡鶴居村字雪裡原野から川上郡標茶町字標茶3番1まで
----------	-----------------------------

を

一般国道274号	阿寒郡鶴居村字雪裡原野から川上郡標茶町字標茶3番1まで
一般国道274号	河東郡士幌町字中音更基線158番1から河東郡士幌町字士幌西2線136番24まで

に、

道道 北見置戸線	北見市北上739番1地先から北見市北上338番34地先まで
----------	-------------------------------

を

道道 北見置戸線	北見市北上739番1地先から北見市北上338番34地先まで
道道 大沼公園インター線	茅部郡森町字赤井川66番12地先から茅部郡森町字赤井川82番1地先(国道5号交点)まで
道道 室蘭環状線	室蘭市東町2丁目5番2地先(国道37号交点)から室蘭市日の出町2丁目31番9地先(国道36号交点)まで
道道 更別停車場線	河西郡更別村字更別南1線92番49地先から河西郡更別村字更別南1線96番15地先(国道236号交点)まで
道道 駒島更別線	河西郡更別村字更別南1線91番51地先から河西郡更別村字更別南1線83番2地先まで

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第133号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月22日

北海道警察本部長 園田 一 裕

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「免許」を「運転免許」に改め、同条第2項中「法第108条の4第1項」を「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項」に改める。

第7条中「第5条」の次に「まで」を加え、「別表3の取消処分者講習実施基準」を「次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則第10条に規定する飲酒取消講習（以下「飲酒取消講習」という。） 別表3

(2) 飲酒取消講習以外の講習 別表4

第13条の2中「別表4」を「別表5」に改め、同条を第13条の3とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（飲酒取消講習を行う講習指導員等）

第13条の2 規則第13条第5号及び第69条の3の警察本部長が定めるものは、別表3の1の表及び2の表に定める講習科目のうち、次に掲げるものとする。

(1) アルコールスクリーニングテスト

(2) ブリーフ・インターベンション(1)

(3) ブリーフ・インターベンション(2)

(4) デイスカッション

第21条を削る。

別表3を次のように改める。

別表3（第7条関係）

飲酒取消講習実施基準

1 四輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の 装備	備考
第1	呼気検査 と運転適	○開講 ○呼気検査	○講習の目的とその日程について簡単に説	70分	全員	1人	○アルコ ールチ	○受講者9人以 内

日	性検査	○運転適性検査	明し、直ちに呼気検査及び運転適性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。				エッカー（アルコール検知器） ○運転適性検査用紙	○受講者全員に対し補助者1人 ○1グループ3人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人			○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者1人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
性格と運転の概説	スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 ○運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	スライド等使用		補助者1人
運転技能の診断	○診断のねらいと心構え ○路上又は場内での技能診断 ○チェックリストによる長所や短所の説明 ○適性診断結果と照合した運転特徴の説明	○運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、その技術を助言する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について助言する。	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	○自動車 ○運転シミュレーター	○受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 ○仮免許を有する者にあつては路上、仮免許を有しない者にあつては場内とする。 ○受講者全員に対し補助者1人	
適性診断	運転適性診断	○自らの運転の仕方を	60分	個別				

運転技能の診断(1)	○診断のねらいと心構え ○場内での技能診断 ○チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○原動機付自転車 ○運転シミュレーター	○車両は、受講者1人に1台 ○補助者1人 ○課題は、①及び②のほか、③から⑧までのうち数課題を指定して実施する。 ○担当者の診断方法は、定置式とする。 ○慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。	え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。							
		○場内において示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 ○その者の特性を把握し、運転技能診断票を作成する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について助言する。							アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) を行わせる。 アルกอฮอล์スクリーニングテスト (AUDIT) を行わせる。	10分	全員	1人	AUDI T検査用紙		
適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性検査結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	○運転技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。 ○互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 ○第2日目の受講を考	60分	個別的指導			○自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ○ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック				
							○ワークブックを記載させる。								
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器								
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	○画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。 ○二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化をそれぞれの経験に照らして話しをさせ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	ビデオ及びスライド使用								
	運転技能の診断(2)	○課題実施前の助言は次のとおりである。 ・できるだけ広い範囲を見ること。	○はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェッ	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車							○補助者1人 ○実施方法は、運転技能の診断(1)と同じ。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 ・歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速すること。 ・二輪車の特性に応じた走行をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 ○運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 				○原動機付自転車								
安全運転実行のための指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ○運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 ○場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 ○危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 ○社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転適性診断票及び運転技能診断票を見せながら指導する。 ○自らの長所や短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 ○事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 	60分	個別指導										
ブリーフ・インタ	ワークブック(日記)の記載	ブリーフ・インターベンション(1)で設定し	60分	個別指導	受講者3人に	ワークブック								
ーベンション(2)	内容の確認及び目標達成程度の確認	た目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。									導	つき、担当者1人		
ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料							補助者1人	
講習から得られるものは何か	<ul style="list-style-type: none"> ○何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。 ○運転時の意識の在り方の大切さが理解されていけばよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。 ○進め方の形式にこだわることなく、次のような結論に導く。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりでする。 ・受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 ・状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 ・先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。 ○受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 ○嫌々ながら受講して 	60分	全員	1人							補助者1人		

いるうちに、何かに
気付き、受講して良
かったという気持ち
を抱いている可能性
があるため、このよ
うな気持ちを大事に
しながら講習を終了
させる。

別表4中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同表を別表5とし、別表3の次に次の
1表を加える。

別表4（第7条関係）

飲酒取消講習以外の取消処分者講習実施基準

1 四輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の 装備	備考
第1日	運転適性 検査	○開講 ○運転適性検査	○講習の目的とその日 程について簡単に説 明し、直ちに運転適 性検査を実施する。 ○運転適性検査では、 自分の力を出し切る よう指導する。	60分	全員	1人	運転適性 検査用紙	○受講者9人以 内 ○受講者全員に 対し補助者1 人 ○1グループ3 人 ○補助者は、運 転適性検査を 補助する。
	導入	○講習目的と方 法の説明 ○講師及び受講 者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気 を作り、何を話して もよいという気持ち を抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用 車種、車歴等を話さ せることで、寡黙の 時間が続かないよう にする。	60分	グル ープ (3 人) 別	受講者 3人に つき、 担当者 1人		○担当者は、同 じグループを 引き続き担当 する。 ○補助者1人 ○補助者は、運 転適性検査を 採点し、運転 適性診断票を 作成する。
	性格と運 転の概説	ビデオ、スラ イド等により性 格や特徴が運転 の仕方に表れる 可能性のあるこ とを示唆する。	○自らの弱点を冷静に 見つめる必要がある ことを気付かせるよ うな内容のものとし る。 ○運転適性検査結果に	60分	全員	1人	ビデオ、 スライド 等使用	補助者1人

適性診断 結果によ る指導・ 助言	運転適性診断 票を受講者に渡 し、それを見な がら運転時の危 険と直結しやす い弱点を指摘 し、事故を起こ しやすい要素が 自らの中にある ことを、それと なく気付かせる ように仕向け る。	結び付け、安全な運 転の在り方につ いて指導する。 ○自らの運転の仕 方を反省する必 要があることを 気付かせ、弱 点が車の動きに 表れないように するためにはど うしたらよいか を考えさせる。 ○できるだけ処 分事由となった 事故、違反と運 転適性検査結果 とを結び付けて 考えるように示 唆する。 ○最後に、安全運 転実行のための 方法を助言す る。	120 分	個別 的指 導				
運転技能 の診断	○診断のねらい と心構え ○路上又は場内 での技能診断 ○チェックリス トによる長所 や短所の説明 ○適性診断結果 と照合した運 転特徴の説明	○運転時の危険な癖 を指摘し、それが 今後の運転に表 れないようにす るための方法を 具体的に考えさ せ、その技術を 助言する。	120 分	グル ープ (3 人) 別	受講者 3人に つき、 担当者 1人	自動車	○受講後取得し ようとする免許 に対応する自動 車によって行 う。 ○仮免許を有す る者には路上、 仮免許を有しな い者には場内と する。 ○受講者全員に 対し補助者1人	
第2日	危険予知 運転の解 説	運転席から見 えない部分に対 する警戒心を高 めるための方策 を考えさせる。 ○車からの死角に 対する気配りの 必要性を強調し て、突発的な事 態の変化を想定 しながら、慎重 に運転する必要 性を知らせる。	60分	全員	1人	ビデオ及 びスライ ド使用	補助者1人	
	路上又は 場内での 技能診断	○技能診断と同 じメンバーで 同じコースを 走る。 ○車の動きが第1 日目と変わらず 乱暴であれば、 状況に応じた早 めの減速が実行 さ	150 分	グル ープ (3 人)	受講者 3人に つき、 担当者	○自動車 ○運転シ ミュレ ーター	受講者全員に 対し補助者1人	

			性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。					対し補助者1人 ○1グループ3人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等話をさせることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人			○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者1人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
運転技能の診断(1-1)	○診断のねらいと心構え ○場内での技能診断 ○チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 ○場内において示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 ○その者の特性を把握し、運転技能診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○原動機付自転車	○車両は、受講者1人に1台 ○補助者1人 ○課題は、①及び②のほか、③から⑧までのうち数課題を指定して実施する。 ○担当者の診断方法は、定置式とする。 ○慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。	
性格と運転の概説	ビデオ、スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあるこ	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。	60分	全員	1人	ビデオ、スライド等使用	補助者1人	
								とを示唆する。 ○把握した運転適性診断結果及び運転技能診断結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。
運転技能の診断(1-2)	○場内での技能診断 ○チェックリストによる長所や短所の説明 ○適性診断結果と照合した運転特徴の説明		60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		○前回の運転技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、その技術を助言する。	
適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性検査結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	○運転技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。 ○互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 ○第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。	120分	個別的指導				
第2日	○課題実施前の助言は次のとおりである。 ・できるだけ広い範囲を見られること。 ・駐停車車両		150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		○はじめに、運転技能の診断(1-1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。	
							○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○原動機	○補助者1人 ○実施方法は、運転技能の診断(1-1)と同じ。

			めさせる。 ○嫌々ながら受講して いるうちに、何かに 気づき、受講して良 かったという気持ち を抱いている可能性 があるため、このよ うな気持ちを大事に しながら講習を終了 させる。					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。
